

○芳賀工業団地トランジットセンターの設置及び管理に関する条例

令和5年3月6日条例第8号

芳賀工業団地トランジットセンターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、芳賀工業団地トランジットセンター（以下「トランジットセンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 宇都宮芳賀ライトレール線の停留場及びそれと連絡する交通機関の利用者の安全及び利便を確保し、交通結節機能の強化を図るため、トランジットセンターを設置する。

(名称及び位置)

**第3条** トランジットセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称               | 位置                      |
|------------------|-------------------------|
| 芳賀工業団地トランジットセンター | 芳賀町芳賀台98番1及び芳賀町芳賀台110番7 |

(施設)

**第4条** トランジットセンターに、次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) バス乗降場及び待機所
- (2) タクシー乗降場
- (3) 一般車乗降場
- (4) 地域内交通乗降場
- (5) 駐車場
- (6) 駐輪場
- (7) 待合所
- (8) トイレ
- (9) その他必要な施設

(駐車場及び駐輪場の利用)

**第5条** 駐車場に駐車できる自動車は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車とする。

- 2 駐輪場に駐車できるものは、原動機付自転車及び自転車とする。
- 3 駐車場及び駐輪場の駐車料金は、無料とする。
- 4 トランジットセンターを利用する者（以下「利用者」という。）は、駐車場及び駐輪場に同一の車両を長期間にわたり引き続き駐車してはならない。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（自動販売機等の設置）

**第6条** トランジットセンターにおける自動販売機等の設置については、芳賀町行政財産使用料条例（平成10年芳賀町条例第20号）の規定によるものとする。

（行為の禁止）

**第7条** トランジットセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為をすること。
- （2） トランジットセンターの施設若しくは設備を汚損し、又は損傷すること。
- （3） 他の自動車等の走行又は駐車を妨げること。
- （4） 指定された場所以外の場所に停留し、又は駐車すること。
- （5） 火気を使用し、又は騒音を発すること。
- （6） 物品の販売又は陳列、寄附の募集その他これに類すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、トランジットセンターの利用及び管理に支障を及ぼすこと。

（損害賠償）

**第8条** 利用者は、故意又は過失により、トランジットセンター又は設置備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又は町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

- 2 トランジットセンター内において自動車等に損害が発生した場合、当該損害が町の責めに帰すべき理由によるものでないときは、町は、その責めを負わない。

（委任）

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から令和5年8月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(芳賀町バスターミナルの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 芳賀町バスターミナルの設置及び管理に関する条例（平成26年芳賀町条例第15号）は、廃止する。

(準備行為)

3 トランジットセンターの管理のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。